

道路運送法施行令及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）</p> <p>十五 法第二十二條の二第三項の規定による命令（前号に規定する届出があつた安全管理規程に係るものに限る。）</p> <p>十六 法第二十二條の二第五項の規定による安全統括管理者の選任又は解任に係る届出の受理（当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）</p> <p>十七 法第二十二條の二第七項の規定による命令（前号に規定する届出（選任に係るものに限る。）があつた安全統括管理者に係るものに限る。）</p> <p>十八～二十 （略）</p> <p>二十一 法第二十七條第二項の規定による命令（法第二十二條の二第二項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）</p>	<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四～十六 （略）</p> <p>十七 法第二十三條の五第四項の規定による命令</p> <p>十八 法第二十八條第二項の規定による命令</p>

二十二(三十二) (略)

2 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。

一・二 (略)

三 法第二十九条の二(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による情報の整理及び公表

四 (略)

3 法第二十九条の二(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による情報の整理及び公表は、地方運輸局長も行うことができる。

4 第一項及び第二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの(一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。)は、運輸管理部長又は運輸支局長に委任する。

一(六) (略)

七 特定旅客自動車運送事業に関する第一号、第三号及び前二号に掲げる権限に相当する権限

八 (略)

十九(二十九) (略)

2 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。

一・二 (略)

三 (略)

3 前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの(一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。)は、運輸管理部長又は運輸支局長に委任する。

一(六) (略)

七 特定旅客自動車運送事業に関する第一号、第五号及び第六号に掲げる権限に相当する権限

八 (略)

○軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）（第二条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長が行う。</p> <p>一 軌道法第十一条第一項の規定による運転速度及び度数の決定に係る認可</p> <p>二 軌道法第十六条第一項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る許可</p> <p>三 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第一項の規定による安全管理規程の変更に係る届出の受理</p> <p>四 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第五項の規定による運転管理者の選任又は解任に係る届出の受理</p> <p>五 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第七項の規定による運転管理者の解任に係る命令</p> <p>六 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十五条第三項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る命令又は許可の取消し</p> <p>2 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。</p> <p>一 軌道法第十三条の規定による提出の命令及び監査</p> <p>二 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第三項の規定による安全管理規程（前項第三号に規定する届出があつた変更に係る部分に限る。）の変更の命令</p> <p>三 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表</p> <p>四 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第五十五条第二項</p>	<p>第二条 軌道法第十一条の規定による軌道における運転速度及び度数の決定に係る国土交通大臣の認可は、地方運輸局長が行う。</p>

の規定による報告徴収

五| 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第五十六条第一項

及び第二項の規定による立入検査及び質問

3| 地方運輸局長は、第一項第一号の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面により、運転速度及び度数表を添えて、国土交通大臣に報告しなければならない。

2|

地方運輸局長は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面により、運転速度及び度数表を添えて、国土交通大臣に報告しなければならない。